

市内の学校へ転校する方へ

☆ 次の順序で転校の手続きをしてください。

- (1) 市役所市民課または出張所で転居の手続きをする。
- (2) 教育委員会学校教育課または出張所で転学の届出をし、①『転学通知書』と ②『転入学通知書』を受け取る。
- (3) 現在通学している学校に ①『転学通知書』を提出し、③『転校に必要な書類』を受け取る。
- (4) 転学先の学校に②『転入学通知書』と③『転校に必要な書類』を提出する。

《注意事項》

- ◎ 住所の変更届と同時に転校の手続きをしなければなりません。
- ◎ 出張所所轄内の住宅地の人は出張所で転校の手続きができます。

★ 転校手続きの流れ

